



RIETI Discussion Paper Series 24-J-001

1947年教育制度改革に伴う教育年数の延伸と就学率の変化

岡庭 英重
山形大学

井深 陽子
慶應義塾大学

丸山 士行
暨南大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

1947 年教育制度改革に伴う教育年数の延伸と就学率の変化*

岡庭 英重（山形大学人文社会科学部）

井深 陽子（慶應義塾大学経済学部）

丸山 士行（暨南大学経済与社会研究院）

要 旨

本稿の目的は、義務教育年数を 8 年から 9 年に延伸した 1947 年の教育制度改革によって、中学校 3 学年相当の 15 歳の子どもの就学率がどのように変化したのかを記述的に捉えることにある。多くの既存統計では、これらの子どもの数を改革前後で一律に比較することができず、本改革により実際に教育年数が延伸したのか、その規模がどの程度であったのかが明らかでない。本稿では、『文部省年報』（文部省）及び『人口推計』（総務省）を使用し、旧制及び新制の学校区分と学年を照らし合わせ、15 歳の子どもの就学率を算出した。集計に先立ち、改革前の義務教育修了状況を精査すると、改革前からすでに約 9 割の子どもが 8 年間の義務教育を受けていることが確認された。集計の結果、改革後 15 歳時点就学率が男子は約 16%ポイント、女子は約 22%ポイント上昇し、それぞれの就学率が 95%程度まで上昇しており、実態としても義務教育 9 年制が確立していたことが示された。また、本改革は改革前に存在した就学率の男女差の縮小にも寄与したことがわかった。本改革は我が国の教育制度改革史上重要な転換点であるものの、そもそも改革による義務教育期間の延伸は 1 年と小幅にとどまっていること、さらに多くの子どもが改革以前から 9 年の教育を受けていたことから、教育年数で測った場合の人的資本蓄積への影響は顕著でない可能性が示唆された。

キーワード：教育年数、就学率、人的資本蓄積、義務教育、制度改革

JEL classification：I26、I28

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

* 本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるプロジェクト「コロナ禍における日中少子高齢化問題に関する経済分析」の成果の一部であり、一橋大学経済研究所共同利用・共同研究拠点事業の助成を受けたものである（課題番号：IERPK2120 及び IERPK2205）。本稿の原案は、経済産業研究所（RIETI）のディスカッション・ペーパー検討会で発表を行ったものであり、検討会参加者からのコメントに感謝の意を表する。

I. 研究の目的・背景

本稿の目的は、日本における 1947 年の教育制度改革（以下、1947 年度改革）の前後で、9 年間の教育を受けた中学校 3 学年相当の子どもの就学率がどのように変化したのかを記述的に明らかにすることにある。教育が人的資本の蓄積を通じて労働や健康に及ぼす影響を明らかにすることは、経済学において重要な課題である。近年、海外では、教育制度改革という外生的ショックを利用して、義務教育年数が労働や健康に与える影響を識別した研究が増えている (Oreopoulos, 2006; Grenet, 2011; Clark and Royer, 2013; Ou, 2013; Dang, 2018; Davies et al., 2018; Dursun et al., 2018; Torun, 2018; Zhang, 2020; Malamud et al., 2023)。一方、日本において、義務教育年数の延伸と人的資本形成に関する因果関係を識別した研究はいまだ端緒的である¹。その理由の一つとして、1947 年度改革による義務教育年数の延伸が、実際に人々の教育年数の延伸につながったのか、その規模がどの程度であったのかに関する客観的な把握がなされていないことが挙げられる。

戦後日本で行われた主要な教育制度改革には、1947（昭和 22）年の教育基本法及び学校教育法による学制改革、1970（昭和 45）年の四六答申、1980（昭和 55）年代以降のゆとり教育の推進などがある。このうち本稿で注目するのは、義務教育期間の延伸が定められた 1947（昭和 22）年の教育制度改革である。日本における最初の就学義務は 1872（明治 5）年の学制施行により規定されたが、その強制力は弱く、1879（明治 12）年の教育令における最短就学規定や、1890（明治 23）年の改正小学校令における家庭学習を就学義務として認める規定等により、厳密な意味での義務教育は確立していなかったといえる（表 1）。また 1947 年度改革前までは課程主義に基づき、義務教育年数を満たすか（学齢超過）、または義務教育課程の学校を修了するか、どちらか早い方が義務教育終期とされ、各自が受けた教育年数は異なる状況があった。これに対し、1947 年度改革では、学校体系を従来の複線型から六・三・三・四製の単線型に改め、義務教育を 8 年間から 9 年間へと延伸し、一定年齢（満 6 歳から満 15 歳まで）で一律に義務教育を受けることが定められた（年齢主義）。1947 年度改革は、小学校から大学までの全学校体系に及ぶ大きな変革であり、80 年弱が経過する現在までこれらが引き継がれていることから、1872（明治 5）年の学制施行以降もっとも重要な改革のひとつと位置付けることができる。本稿の関心は、この 1947 年度改革の前後で、新制中学校卒業相当の教育を受けた子ども（改革前においては計 9 年間の教育を受けた者であり、改革後においては新制中学校 3 学年に在籍する者を指す。以下、新制中学 3 年相当とする。）の数が実際に増えたのか、その規模はどの程度であったのかを客観的に捉えることにある。現状において、この実態が十分に把握できていないことから、本稿においてこの集計を試みるものである。

1947 年度改革前後で新制中学 3 年相当の者の数を比較しようとする場合、学歴データの収集に際していくつかの課題に直面する。例えば代表性の高い調査として頻繁に使用され

¹ 関連研究として、Kikuchi (2014), Masuda and Shigeoka (2023)がある。

る『国民生活基礎調査』（厚生労働省）では、2010 年調査以降に最終学歴に関する設問を設けている。しかしながら回答の選択肢は「小学・中学」、「高校・旧制中」と区分され、小学校と中学校が統合されていることから中学校卒業者のみを捉えることができない。また悉皆調査である『国勢調査』（総務省）では、1920 年の調査開始時より 10 年おき（大規模調査年）に学歴を尋ねているが、2010 年調査までは国民生活基礎調査と同様に小学校と中学校が統合された選択肢となっている。さらに 2020 年調査で初めて小学校と中学校がそれぞれ単独の選択肢となったが、旧制中学校と高等学校が統合された選択肢となっており、これらの教育年数は異なることから、本稿の関心である新制中学 3 年相当の子どもの数を改革前後で厳密に比較することができない。また、『学校基本調査』（文部科学省）では、中学校卒業生数の時系列データを公表しているが、データ始期は 1947 年度改革後となっており、改革前のデータを収集することができない。このほか、『中高年者縦断調査』（厚生労働省）や『くらしと健康の調査（JSTAR）』（独立行政法人経済産業研究所他）は、主な調査対象者が 1947 年度改革後に生まれた世代であることから、改革前からの時系列の変化を捉えることができない。このように、学歴や就学状況に関する情報は多くの政府統計で調査されているものの、既存の統計では 1947 年度改革以前の世代の教育年数が低かったのか、あるいは改革以前から十分に高かったのかについての実態を掴むことができない。

このような制約が生じている背景の一つとして、1947 年度改革により学校制度体系が大きく変わり、改革前後で一律に集計・比較することが難しくなっていることが挙げられる。学校体系別の入学者数・卒業生数・学年別在学者数等について、戦前からまとめている公的資料として、『文部省年報』（文部省）がある。これは、教育行政の概要や教育関連統計（学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費等）をまとめた、文部省の所管事項に関する年次報告書である。1873（明治 6）年に第 1 年報が発刊され、2000（平成 12）年の第 128 年報で終刊しており、同様の統計は現在『学校基本調査』で引き継がれている。1947 年度改革後の『文部省年報』は、この『学校基本調査』と同じ集計データが掲載されており、9 年間の義務教育を受けた者の数を容易に収集することができる。一方、1947 年度改革前については、学校区分ごとに卒業生数及び各学年の在学者数が掲載されており、主な学校区分は、幼稚園、国民学校、中等学校（中学校、高等女学校、実業学校）、青年学校、教員養成諸学校、専門学校、高等学校、各種学校、盲・ろう学校、大学予科、大学となっている。このうち新制中学 3 年相当の者は、国民学校、中等学校、青年学校、教員養成諸学校、高等学校にまたがっており、各学校の修業年限・課程は一律でない（図 1）。本稿では、新制中学 3 年相当の就学実態のある子どもの数を把握するために、上記の各学校の該当学年における在学者数を個別に収集・積算し、改革前後で比較可能な集計データを作成することを試みた。多くの子どもたちが制度どおりに 8 年間から 9 年間の教育に移行したのか、戦中・戦後の混乱期において制度と実態の間に乖離がなかったのか、その事実を明らかにすることは、データの妥当性の解釈や制度改革の因果効果を検証する上で大前提となる基本情報となりうる。また、義務教育年限や就学時期等の在り方については、政府審議会においてもか

ねてより検討が行われている（文部科学省, 2005）。本稿における集計の試みは、過去の客観的事実の把握のみならず現行制度の在り方を検討する上でも有用な基礎資料の提示につながるものと期待される。

II. 研究方法

本稿で使用した学校別・学年別の在学者数は、文部省『文部省年報』より収集した。また就学率を計算するために、総務省『人口推計』の年齢別人口（各歳）の長期時系列データを使用した。いずれのデータも、1947年度改革前後の推移を確認するため、1943(昭和18)～1952(昭和27)年までの計10年度分を集計した²。

文部省『文部省年報』には、学校体系別の入学者数・卒業者数・学年別在学者数が掲載されている。本稿における関心は、新制中学校卒業者にあたる、合計9年間の教育を修了した者の数である。しかしながら、『文部省年報』の中学校卒業者数のデータは、新制中学校卒業者と旧制中学校卒業者の修業年限が異なるため、改革前後で一律に比較することができない³。そこで本稿では、旧制と新制の学校区分及び学年の対応関係を整理し、新制中学校3学年に該当する学年の在学者数⁴を、中学校卒業者数の代替データとして集計した⁵。具体的には、旧制学校のうち国民学校特修科1学年、中等学校（中学校・高等女学校・実業学校）の5年制の課程では3学年、3年制の課程では1学年、青年学校の本科1学年、師範学校の予科1学年、高等学校尋常科3学年の在学者数を個別に収集・積算した（表2）。なお、1947年度改革前のデータは第二次世界大戦の戦時下で収集されているという事情から、データの収集状況が平時とは異なることも改革前後の推移を一律に捉えることを難しくしている。1944(昭和19)年5月の決戦非常措置要綱に基づく調査の簡素化実施に伴い、一部報告を停止し資料を欠く場合があった。特に1945(昭和20)年度は「学校統計のうち東京都・佐賀県は国民学校、幼稚園の官立以外は資料が調わないため、参考に昭和19年度分を欄外に掲げ

² 調査時点は1946～1948年度のみ各年5月31日時点で、これ以外の年度は各年4月30日時点の在学者数である。

³ 新制中学校の修業年限は3年であり卒業者は満15歳（各年度5月調査時点）であるが、旧制中学校に該当する各学校の修業年限は原則5年で主な卒業者は満17歳となる。したがって、卒業者数のデータをそのまま使用すると、新制中学校では教育年数9年間、旧制中等学校では主に教育年数11年間となり、これらは一律に比較できないという問題がある。

⁴ 在学者数には、就学猶予または就学免除（盲及び弱視、ろう及び難聴、肢体不自由、虚弱、精神薄弱、その他の理由）、救護院・少年院・その他児童福祉施設にいる者、貧困によるもの、家計を助けている者、居所不明の者、その他の理由による不就学の者が除かれている。

⁵ 在学していたものの卒業に至らなかった生徒を含む卒業者数の上限を指す。

て対照の便を図った」(昭和 20 年度文部省年報)とある。本稿では、1945(昭和 20)年度の東京都と佐賀県について、欄外掲載の 1944(昭和 19)年度における 1 学年若い在学者数のデータを使用することで補完した。また沖縄県については、1943(昭和 18)年度を除いてデータの掲載がない。聾学校・盲学校等の特殊教育学校についても、学年別の集計がないため本集計から除外した。さらに、在学者数の集計は性別で行ったが、実業学校の一部で性別の集計がない場合は、これを男子として計上した。

このように集計した新制中学 3 年相当の在学者数のデータをもとに、新制中学 3 年相当の子どもの就学率を算出した。『文部省年報』では、中学校全体の就学率の掲載はあるものの、学年ごとの就学率は掲載されていない。したがって本稿では、新制中学 3 年相当の在学者数を満 15 歳人口で除して、新制中学 3 年相当の子どもの就学率を算出した。なお、『人口推計』では、1944(昭和 19)～1946(昭和 21)年度までは数え年、1947(昭和 22)年度以降は各年 10 月 1 日現在の満年齢の人口として掲載されているため、1944(昭和 19)～1946(昭和 21)年度までは 16 歳人口、1947(昭和 22)年度以降は満 15 歳人口のデータを使用することで可能な限り整合性を図った。また 1943(昭和 18)年度は年齢別(各歳)の推計が行われなかったことから、便宜的に 1944(昭和 19)年度の数え年 17 歳人口を使用することで補完した。

Ⅲ. 研究結果

表 3 は、1943(昭和 18)～1952(昭和 27)年の各年における生まれ年と学年の対応であり、表 4 は生まれ年・学年別に集計した就学率のデータである。1947 年度改革の影響を受けて新制中学校に入学した子どもが中学校 3 学年になるのは、2 年後の 1949(昭和 24)年度となる。したがって、1948(昭和 23)年度以前を改革前、1949(昭和 24)年度以降を改革後としてデータを比較することができる。まず、改革前の義務教育修了状況を精査したところ、改革の影響を受けていない 1933(昭和 8)年 4 月～1934(昭和 9)年 3 月生まれの世代で、中学校 2 学年の就学率(旧制学校で 8 年間の教育を受けた者の割合)が 91.6%、中学校 3 学年の就学率が 76.5%となっている。これは、改革前からほとんどの子どもが 8 年間の教育を受けていたこと、さらに 7 割超の子どもがすでに 9 年間の教育を受けていたことを示している。

新制中学 3 年相当(15 歳時点)の就学率について、集計結果を表 5 に示した。図 2～4 は、表 5 における「新制中学 3 年相当の在学者数(A)の推移」、「満 15 歳人口(B)の推移」、「就学率(=A/B)」をグラフ化したものである。新制中学 3 年相当の子どもの就学率を見ると、改革前の 1948(昭和 23)年は 76.5%であるのに対し、改革後の 1949(昭和 24)年度は 95.4%と 20%ポイント弱上昇し、1947(昭和 24)年度改革を契機として 9 年間の義務教育が確立した状況が確認できる。特に性別では、男子で約 16%ポイント、女子で約 22%ポイント上昇した。また 1943(昭和 18)年度当初の就学率は男子で 84.4%に対し、女子で 59.7%と、24.7%ポイントの開きがあったが、改革後の 1949(昭和 24)年度には男子で 96.3%、女子で 94.5%

まで上昇し、その差が1.8%ポイントまで縮小している。このことから、1947年度改革は、新制中学3年相当の就学率における男女間格差の縮小にも大きく寄与したことが示唆される。なお、一部で男子の就学率が100%を超えているのは、前述のとおり実業学校等で在学者数に性別の明記がない場合に、すべて男子として計上したことが影響しているものと推察される。

以上の集計結果より、改革前からすでに9年間の教育を受けていた者が相当数いたこと、これが改革後に100%近くまで達して義務教育が確立されたこと、ただし義務教育期間という観点から1947年度改革の影響を受けた者は限定的であったことが示唆される。なお、一部の就学率で100%を超えているのは、計算に使用した満15歳人口（人口推計）と中学校3学年在学者数（文部省年報）の調査時点が異なり、厳密な意味で母集団が完全に一致していないこと等が影響しているものと推察される。

IV. 結論

本稿は、日本における戦後の義務教育年数の延伸により、新制中学校3学年相当の子どもの就学率がどのように変化したのかを記述的に捉えることを目的とした。義務教育年数の延伸による因果効果を識別・検証することはEBPMの観点から重要な視点であるが、その分析の前提として、そもそも実際に教育年数が伸びたのか、その規模がどの程度であったのか、男女差はあるのか等に関する基礎資料を整備しその傾向を捉えることは不可欠である。しかし、多くの既存統計ではこれらの子どもの数を改革前後で一律に比較することができない。この観点から、本稿では集計上の問題点を整理しながら、改革前後でおおむね比較可能な集計データを作成してその推移を客観的に捉えることを目指した。戦前から戦後にかけて一律に比較可能なデータを作成する際に、いくつかのデータ上の制約があり、II節のとおり一定の仮定を置きデータを補完するなどして在学者数や就学率を算出した。特に1947年度改革前後で大きく異なる学校制度体系を踏まえて、旧制中学校と新制中学校の学校及び学年の対応関係を照らし合わせてデータを個別に収集・積算した。集計に先立ち、改革前の義務教育修了状況を精査すると、改革前からすでに約9割の子どもが8年間の義務教育を受けていたことが確認された。集計の結果、改革後に15歳の子どもの就学率が男子で約16%ポイント、女子で約22%ポイント上昇し、それぞれの就学率が95%まで上昇しており、改革後に実態としても義務教育9年制が確立していたことが示された。また、1947年度改革は改革前に存在した男女の就学率の差の縮小にも寄与したことが示唆された。したがって、1947年度改革は我が国の教育制度改革史上重要な転換点であるものの、義務教育期間の延伸は1年と小幅にとどまっていること、また多くの子どもが改革前からすでに9年の教育を受けていたことから、教育年数で測った場合の人的資本蓄積への影響はそれほど顕著でない可能性が示唆された。なお、本稿において、この義務教育期間の延伸が、義務教育以降の追加的な教育水準にどのような影響を及ぼしたのかについては明らかでない。

謝辞

本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるプロジェクト「コロナ禍における日中少子高齢化問題に関する経済分析」の成果の一部であり、一橋大学経済研究所共同利用・共同研究拠点事業の助成を受けたものである（課題番号：IERPK2120 及び IERPK2205）。また本稿の原案は、経済産業研究所（RIETI）のディスカッション・ペーパー検討会で発表を行ったものであり、検討会参加者から頂いたコメントに感謝の意を表する。なお、本稿で得られた統計は、文部省『文部省年報』及び総務省『人口推計』のデータをもとに著者が独自に作成・加工したものであり、本文中の誤りはすべて著者の責任である。

参考文献

- Clark, D. and Royer, H. 2013. "The Effect of Education on Adult Mortality and Health: Evidence from Britain." *American Economic Review*, 103 (6): 2087-2120.
- Dang, T. 2018. "Do the more educated utilize more health care services? Evidence from Vietnam using a regression discontinuity design." *Int J Health Econ Manag*, 18; 277-299. <https://doi.org/10.1007/s10754-018-9233-4>
- Davies, N.M., Dickson, M., Davey Smith, G. Berg, G. J., and Windmeijer, F. 2018. "The causal effects of education on health outcomes in the UK Biobank." *Nat Hum Behav*, 2; 117-125. <https://doi.org/10.1038/s41562-017-0279-y>
- Dursun, B., Cesur R, and Mocan N. 2018. "The Impact of Education on Health Outcomes and Behaviors in a Middle-Income, Low-Education Country," *Econ Hum Biol*, Sep;31: 94-114. doi: 10.1016/j.ehb.2018.07.004. Epub 2018 Jul 27. PMID: 30170298.
- Grenet, J. 2013. "Is Extending Compulsory Schooling Alone Enough to Raise Earnings? Evidence from French and British Compulsory Schooling Laws," *Scand. J. of Economics*, 115: 176-210. <https://doi.org/10.1111/j.1467-9442.2012.01739.x>
- Kikuchi, N. 2014. "The effect of instructional time reduction on educational attainment: Evidence from the Japanese curriculum standards revision," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol.32: 17-41.
- Malamud, O., Mitrut, Z., and Pop-Eleches, C. 2023. "The effect of education on mortality and health: evidence from a schooling expansion in Romania," *Journal of Human Resources*, Vol.58 (2): 561-592.
- Masuda, K., and Shigeoka, H. 2023. "Education and Later-Life Mortality: Evidence from a School Reform in Japan," *National Bureau of Economic Research*, No. w31472.
- Oreopoulos, P. 2006. "Estimating Average and Local Average Treatment Effects of Education when Compulsory Schooling Laws Really Matter." *American Economic Review*, 96 (1): 152-175.
- Ou, D. 2013. "Education for all: quasi-experimental estimates of the impacts of compulsory

primary education in Hong Kong,” Asia Pacific Educ. Rev, 14; 267–283.
<https://doi.org/10.1007/s12564-013-9271-z>

Torun, H. 2018. “Compulsory Schooling and Early Labor Market Outcomes in a Middle-Income Country,” J Labor Res, 39: 277–305 . <https://doi.org/10.1007/s12122-018-9264-0>

Zhang, J. 2020. “Estimates of the returns to schooling in Taiwan: evidence from a regression discontinuity design.” Applied Economics Letters, 27, 7; 533-538.

厚生労働省「国民生活基礎調査」.<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>

総務省「国勢調査」.<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html>

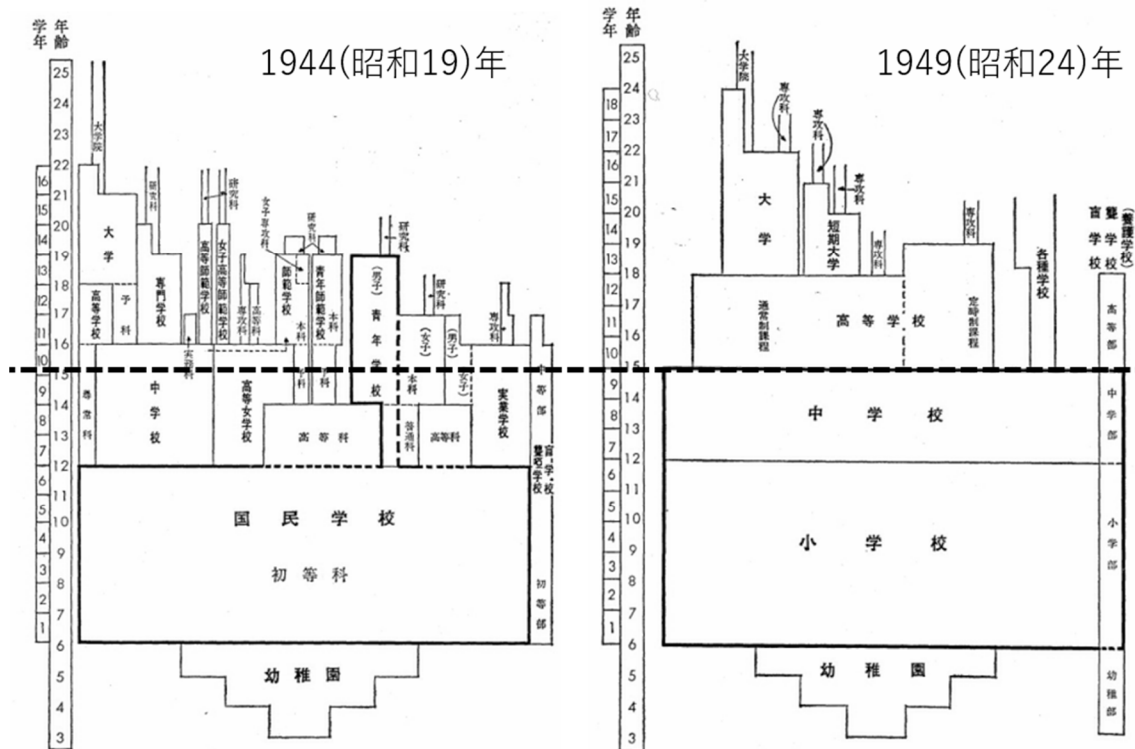
総務省「人口推計」.
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=0&tclass1=000000090004&tclass2=000000090005&tclass3val=0>

文部科学省(2005)「義務教育に係る諸制度の在り方について」.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05082301.htm

文部科学省(1992)「学制百二十年史」.
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318223.htm

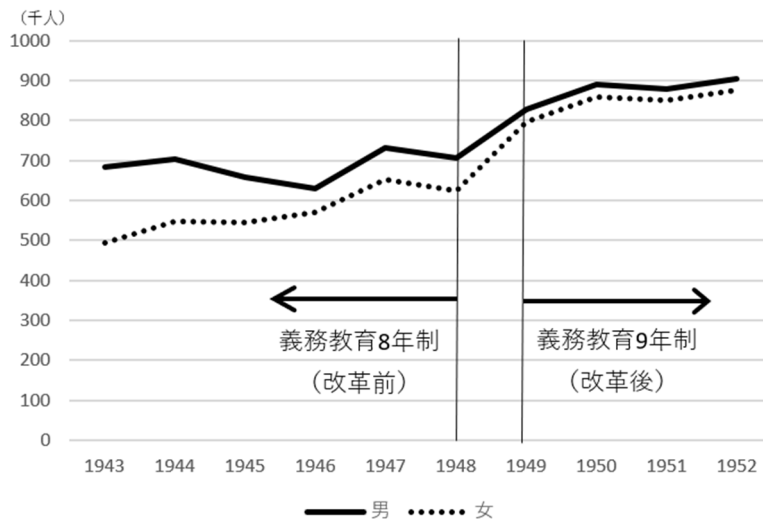
文部省「文部省年報」，第 71 報～第 80 報（昭和 18 年度～昭和 27 年度版）.

図 1. 1947 年度改革前後における学校系統図の比較



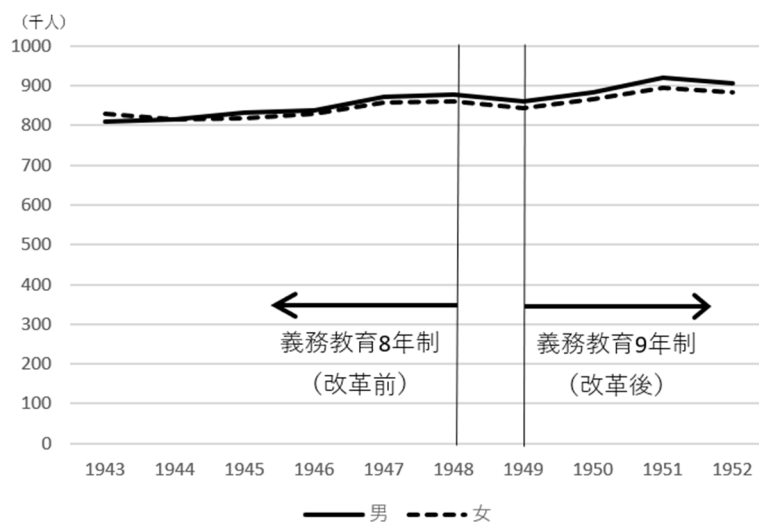
(出所) 文部省(1992)をもとに筆者作成。

図 2. 新制中学 3 年相当の在学者数(A)の推移



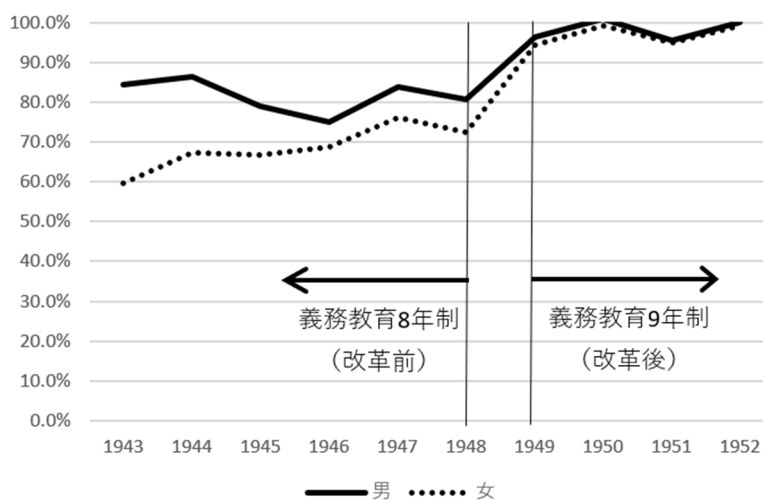
(注) 文部省『文部省年報』及び総務省『人口推計』をもとに筆者作成。

図 3. 満 15 歳人口(B)の推移



(注) 文部省『文部省年報』及び総務省『人口推計』をもとに筆者作成。

図 4. 新制中学 3 年相当の就学率(=A/B)の推移



(注) 文部省『文部省年報』及び総務省『人口推計』をもとに筆者作成。

表 1. 日本における義務教育年数の変遷

年度	法令	義務教育年数	概要
1872(明治 5)	学制	8 年	下等小学校 4 年, 上等小学校 4 年。 強制力は弱かった。
1879(明治 12)	教育令	原則 8 年	最短就学規定 (16 か月の通学で就学 義務が果たされる) が定められた。

1880(明治 13)	改正教育令	原則 8 年	最短就学規定を 3 年とした。
1886(明治 19)	小学校令	3～4 年	初めて「義務教育」の文言を使用し、尋常小学校を卒業するまでの 3～4 年と規定された。(課程主義)
1890(明治 23)	第 2 次小学校令	3～4 年	尋常小学校を卒業するまでの 3～4 年とし、家庭学習によっても就学義務が果たされる旨が規定された。
1900(明治 33)	第 3 次小学校令	4 年	尋常小学校を卒業するまでの 4 年と規定された。
1907(明治 40)	第 5 次小学校令	6 年	尋常小学校を卒業するまでの 6 年と規定された。
1941(昭和 16)	国民学校令	8 年	国民学校初等科 6 年及び高等科 2 年と規定された。ただし、戦時非常措置及び学徒戦時動員体制の強化により高等科 2 年は終戦まで実現されなかった。
1947(昭和 22)	教育基本法 学校教育法	9 年	小学校 6 年・中学校 3 年と規定された。(満 6 歳から満 15 歳までの年齢主義)

(出所) 文部省(1992)をもとに筆者作成。

表 2. 旧制及び新制における学校別の学年対応表

満年齢				12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳
新制	小学校			6 年						
	中学校				1 年	2 年	3 年			
	高等学校							1 年	2 年	3 年
旧制	国民学校	初等科		6 年						
		高等科			1 年	2 年				
		特修科					1 年			
	中等学校	中学校	昼間		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
			夜間				1 年	2 年	3 年	
		高等女学校	本科初修		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
			本科高修				1 年	2 年	3 年	
		実業学校	4・5 年制		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
			2・3 年制				1 年	2 年	3 年	

	青年学校	普通科			1 年	2 年				
		本科					1 年	2 年	3 年	
	師範学校	予科					1 年	2 年	3 年	
		本科								1 年
	青年師範学校	予科					1 年	2 年	3 年	
		本科								1 年
	高等師範学校									1 年
	女子高等師範学校									1 年
	専門学校									1 年
	高等学校	尋常科			1 年	2 年	3 年	4 年		
		高等科							1 年	2 年

(出所) 文部省『文部省年報』の学事要説に基づき、筆者作成。

(注) 本稿で注目するのは、新制中学 3 年相当(旧制学校においては計 9 年間の教育を受けた者、新制学校においては中学 3 学年に在籍する者)の満 15 歳の就学率である。

表 3. 1947 年度改革前後における生まれ年と学年の対応表

年度／学年		義務教育年数 (改革前)						義務教育年数 (改革後)			
		8 年	8 年	8 年	8 年	8 年	8 年	9 年	9 年	9 年	9 年
西暦	昭和	1928 年 4 月 -1929 年 3 月 生まれ	1929 年 4 月 -1930 年 3 月 生まれ	1930 年 4 月 -1931 年 3 月 生まれ	1931 年 4 月 -1932 年 3 月 生まれ	1932 年 4 月 -1933 年 3 月 生まれ	1933 年 4 月 -1934 年 3 月 生まれ	1934 年 4 月 -1935 年 3 月 生まれ	1935 年 4 月 -1936 年 3 月 生まれ	1936 年 4 月 -1937 年 3 月 生まれ	1937 年 4 月 -1938 年 3 月 生まれ
1943	18	中 3	中 2	中 1	小 6	小 5	小 4	小 3	小 2	小 1	6 歳
1944	19		中 3	中 2	中 1	小 6	小 5	小 4	小 3	小 2	小 1
1945	20			中 3	中 2	中 1	小 6	小 5	小 4	小 3	小 2
1946	21				中 3	中 2	中 1	小 6	小 5	小 4	小 3
1947	22					中 3	中 2	中 1	小 6	小 5	小 4
1948	23						中 3	中 2	中 1	小 6	小 5
1949	24							中 3	中 2	中 1	小 6
1950	25								中 3	中 2	中 1
1951	26									中 3	中 2
1952	27										中 3

(注) 表内は便宜上、すべて新制学校の学年で統一表記しているが、改革前は各学校区分で

学年が異なることに注意が必要である。例えば中３と表記されているのは新制中学３年相当であることを意味し、旧制学校においては計９年間の教育を受けた者を指す。具体的に、改革前で中３と表記されているのは、国民学校特修科１学年、中等学校（中学校・高等女学校・実業学校）の５年制の課程では３学年、３年制の課程では１学年、青年学校の本科１学年、師範学校の予科１学年、高等学校尋常科３学年が該当する。同様に中２の表記は、国民学校高等科２年・青年学校普通科２年・中等学校５年の課程の２学年・高等学校尋常科２年が該当する。また中１の表記は、国民学校高等科１年・青年学校普通科１年・中等学校の５年の課程１学年・高等学校尋常科１年が該当する。小４～６の表記は、国民学校初等科４～６年が該当する。

表４．生まれ年別・学年別の就学率

年度／％		義務教育年数（改革前）						義務教育年数（改革後）			
		８年	８年	８年	８年	８年	８年	９年	９年	９年	９年
西暦	昭和	1928 年４月 -1929 年３月 生まれ	1929 年 ４月 - 1930 年 ３月生ま れ	1930 年 ４月 - 1931 年 ３月生ま れ	1931 年 ４月 - 1932 年 ３月生ま れ	1932 年４月 -1933 年３月 生まれ	1933 年４月 -1934 年３月 生まれ	1934 年 ４月 - 1935 年 ３月生ま れ	1935 年 ４月 - 1936 年 ３月生ま れ	1936 年 ４月 - 1937 年 ３月生ま れ	1937 年 ４月 - 1938 年 ３月生ま れ
1943	18	71.9%	94.0%	101.8%	100.1%	98.9%	97.5%	102.4%	101.1%	101.0%	—
1944	19		76.8%	95.9%	102.9%	98.9%	97.1%	101.3%	100.4%	99.5%	99.0%
1945	20			72.9%	91.0%	98.4%	96.5%	100.3%	97.0%	97.2%	97.5%
1946	21				71.9%	86.5%	96.1%	94.9%	96.0%	95.6%	96.4%
1947	22					80.1%	91.6%	100.4%	102.4%	96.2%	100.5%
1948	23						76.5%	96.9%	102.7%	95.9%	100.4%
1949	24							95.4%	101.6%	97.3%	100.7%
1950	25								100.0%	96.2%	101.7%
1951	26									95.2%	101.1%
1952	27										99.7%

（出所）文部省『文部省年報』及び総務省『人口推計』をもとに筆者作成。

（注）付表１及び付表２をもとに就学率を導出。数値と学年の対応については、表３参照。

表５．就学率（満１５歳人口に占める新制中学３年相当の在学者数の割合、性別）

（単位：千人，％）	新制中学３年相当 の生徒数(A)	満１５歳人口 (B)	就学率 (=A/B)
-----------	---------------------	---------------	---------------

			男	女	計	男	女	計	男	女	計
1943	s18	改革前	683	495	1,178	809	830	1,639	84.4%	59.7%	71.9%
1944	s19	改革前	704	547	1,251	815	814	1,629	86.4%	67.2%	76.8%
1945	s20	改革前	658	546	1,203	832	819	1,651	79.0%	66.6%	72.9%
1946	s21	改革前	629	570	1,199	838	830	1,668	75.0%	68.7%	71.9%
1947	s22	改革前	731	653	1,384	872	857	1,729	83.8%	76.2%	80.1%
1948	s23	改革前	707	623	1,330	877	861	1,738	80.6%	72.3%	76.5%
1949	s24	改革後	830	798	1,628	861	845	1,706	96.3%	94.5%	95.4%
1950	s25	改革後	891	860	1,751	884	867	1,751	100.8%	99.2%	100.0%
1951	s26	改革後	878	850	1,728	920	896	1,816	95.4%	94.9%	95.2%
1952	s27	改革後	905	878	1,783	905	884	1,789	100.0%	99.3%	99.7%

(注) 中学校 3 学年在学者数(A)は文部省『文部省年報』, 満 15 歳人口(B)は総務省『人口推計』の, 1943~1952 (昭和 18~27) 年度のデータをもとに筆者作成。

(注) 就学率は, 新制中学 3 年相当 (旧制学校においては計 9 年間の教育を受けた者, 新制学校においては中学 3 学年に在籍する者) の満 15 歳の就学率である。

付表 1. 生まれ年別・学年別の在学者数 (千人)

千人		義務教育年数 (改革前)						義務教育年数 (改革後)			
		8 年	8 年	8 年	8 年	8 年	8 年	9 年	9 年	9 年	9 年
西暦	昭和	1928 年 4 月 - 1929 年 3 月 生まれ	1929 年 4 月 - 1930 年 3 月 生まれ	1930 年 4 月 - 1931 年 3 月 生まれ	1931 年 4 月 - 1932 年 3 月 生まれ	1932 年 4 月 - 1933 年 3 月 生まれ	1933 年 4 月 - 1934 年 3 月 生まれ	1934 年 4 月 - 1935 年 3 月 生まれ	1935 年 4 月 - 1936 年 3 月 生まれ	1936 年 4 月 - 1937 年 3 月 生まれ	1937 年 4 月 - 1938 年 3 月 生まれ
1943	18	1,178	1,531	1,719	1,703	1,787	1,730	1,752	1,839	1,811	—
1944	19		1,251	1,619	1,751	1,789	1,724	1,733	1,828	1,783	1,836
1945	20			1,203	1,525	1,726	1,663	1,678	1,764	1,679	1,764
1946	21				1,199	1,508	1,641	1,625	1,711	1,671	1,711
1947	22					1,384	1,594	1,710	1,802	1,751	1,799
1948	23						1,330	1,654	1,806	1,746	1,801
1949	24							1,628	1,786	1,772	1,806
1950	25								1,751	1,748	1,823
1951	26									1,728	1,808
1952	27										1,783

(出所) 文部省『文部省年報』をもとに筆者作成。

付表2. 生まれ年別・学年別の人口(千人)

千人		義務教育年数(改革前)						義務教育年数(改革後)			
		8年	8年	8年	8年	8年	8年	9年	9年	9年	9年
西暦	昭和	1928 年4月 -1929 年3月 生まれ	1929年 4月- 1930年 3月生 まれ	1930 年4月 -1931 年3月 生まれ	1931 年4月 -1932 年3月 まれ	1932 年4月 -1933 年3月 生まれ	1933 年4月 -1934 年3月 生まれ	1934 年4月 -1935 年3月 生まれ	1935 年4月 -1936 年3月 生まれ	1936年 4月- 1937年 3月生 まれ	1937 年4月 -1938 年3月 生まれ
1943	18	1,639	1,629	1,688	1,702	1,808	1,775	1,712	1,820	1,793	1,855
1944	19		1,629	1,688	1,702	1,808	1,775	1,712	1,820	1,793	1,855
1945	20			1,651	1,676	1,755	1,724	1,672	1,818	1,727	1,810
1946	21				1,668	1,742	1,707	1,712	1,783	1,748	1,775
1947	22					1,729	1,739	1,703	1,760	1,820	1,790
1948	23						1,738	1,707	1,758	1,821	1,794
1949	24							1,706	1,758	1,821	1,794
1950	25								1,751	1,817	1,792
1951	26									1,816	1,789
1952	27										1,789

(出所) 総務省『人口推計』をもとに筆者作成。